

資料 2

H26. 2. 21市町村セミナー

生活困窮者自立促進支援モデル事業 の取組状況について

目次

・ 生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要	2
・ 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施状況について	8
・ モデル事業実施状況調査（開始時）集計結果	10
・ モデル事業実施自治体における支援実績（中間報告）	19
・ 「就労準備支援事業」及び「就労訓練事業（中間的就労）の推進」の実施状況に関するアンケート集計結果	26
・ 生活困窮者自立促進支援モデル事業実施状況調査集計結果（家計相談支援事業）	30
・ 子ども・若者の生活困窮支援に関する取り組み実態調査	33

生活困窮者自立促進支援モデル事業 の概要

生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要

1. 事業の目的

- 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的とする。

2. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市、又は市区町村(町村部は福祉事務所を設置している場合に限る。)

3. 事業の概要

(1)自立相談支援モデル事業【必須事業】

→ 生活困窮者の課題の把握、支援計画を踏まえた包括的な支援、地域のネットワークづくり等を実施

(2)就労準備支援モデル事業

→ 一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を実施

(3)「就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の推進」モデル事業

→ 支援付きの就労機会を提供する就労訓練事業を行う事業者の育成支援を実施

(4)家計相談支援モデル事業

→ 家計収支全体の改善のため、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を実施

(5)貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業

4. 平成25年度予算

- 3,008,000千円(積算上は概ね各都道府県ごとに1箇所程度で実施)

生活困窮者自立促進支援モデル事業 実施自治体

(H25.10.1現在)

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
1	北海道	北海道	11月					
2		札幌市	1月	○	○			
3		旭川市	1月					
4		釧路市	4月					
5		岩見沢市	10月	○	○			
6	青森県	青森県	10月					
7	岩手県	岩手県	4月	○	○	○		
8		花巻市	10月		○			
9	秋田県	湯沢市	10月	○	○			
10	山形県	山形市	10月					
11	福島県	福島県	11月					
12	千葉県	千葉市	12月	○	○	○		
13		船橋市	4月					
14		柏市	4月	○		○		
15		野田市	4月		○			
16		佐倉市	10月	○	○	○		
17		香取市	10月	○		○		
18	東京都	足立区	4月					○
19		国分寺市	1月				○	
20	神奈川県	神奈川県	12月					
21		横浜市	4月 10月	○		○		
22		川崎市	12月		○	○		
23		相模原市	10月	○	○	○		
24	新潟県	新潟県	4月	○		○		

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
25	富山県	氷見市	1月			○		
26	石川県	小松市	4月					
27	福井県	福井県	11月	○			○	○
28	長野県	長野県	4月					
29	岐阜県	岐阜県	4月	○	○	○	○	○
30	静岡県	富士宮市	10月			○		
31	愛知県	愛知県	10月					
32		長久手市	1月		○			
33	三重県	名張市	7月	○	○	○	○	
34		伊賀市	10月	○				
35		大津市	1月			○	○	
36	滋賀県	野洲市	4月			○		○
37		東近江市	10月			○	○	
38	京都府	京都府	4月	○				
39		長岡京市	5月	○			○	
40		京丹後市	4月	○	○	○	○	○
41	大阪府	大阪府	11月		○			
42		大阪市	1月	○	○	○	○	
43		豊中市	4月	○	○	○		
44		箕面市	4月	○	○	○	○	
45		柏原市	10月	○		○		
46		藤井寺市	10月					
47	兵庫県	神戸市	9月	○				
48	奈良県	奈良市	9月	○				

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
49	鳥取県	鳥取県	10月	○			○	○
50	島根県	島根県	4月	○	○	○		○
51	岡山県	岡山市	10月		○	○	○	
52	山口県	山口県	8月	○	○	○		○
53	徳島県	徳島県	9月	○	○	○		
54	香川県	丸亀市	11月	○	○	○	○	
55	高知県	高知県	11月					
56		高知市	11月				○	
57		須崎市	1月					
58		土佐清水市	1月				○	
59	福岡県	福岡県	11月		○			
60		福岡市	11月					
61	佐賀県	佐賀市	10月	○	○		○	
62	熊本県	熊本県	10月					
63		熊本市	11月	○			○	
64		菊池市	10月	○				
65	大分県	大分県	10月	○		○		○
66		臼杵市	10月	○	○	○		○
67	鹿児島県	日置市	4月	○				
68	沖縄県	沖縄県	4月 8月	○				

計 68団体

- ・道府県 21
- ・指定都市 10
- ・中核市 7
- ・一般市、区 30

※ 自立相談支援事業は必須事業として実施

地域社会におけるセーフティネット機能の強化(平成25年度補正予算)

(項)地域福祉推進費 (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金

所要額:520億円〔事業費:国520億円〕

雇用と住居を失った低所得者等に対するセーフティネット構築のため、都道府県に造成している「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」の平成26年度末までの終期の延長及び所要額の積み増しを行い、若者等が社会に参加し、潜在能力を発揮するための社会的包容力の構築を進め、就労支援の強化等による自立の助長や福祉・介護人材の確保を図るとともに、住宅支援給付の継続やモデル事業の拡充などにより平成27年度に創設予定の新たな生活困窮者自立支援制度への円滑な移行を進める。



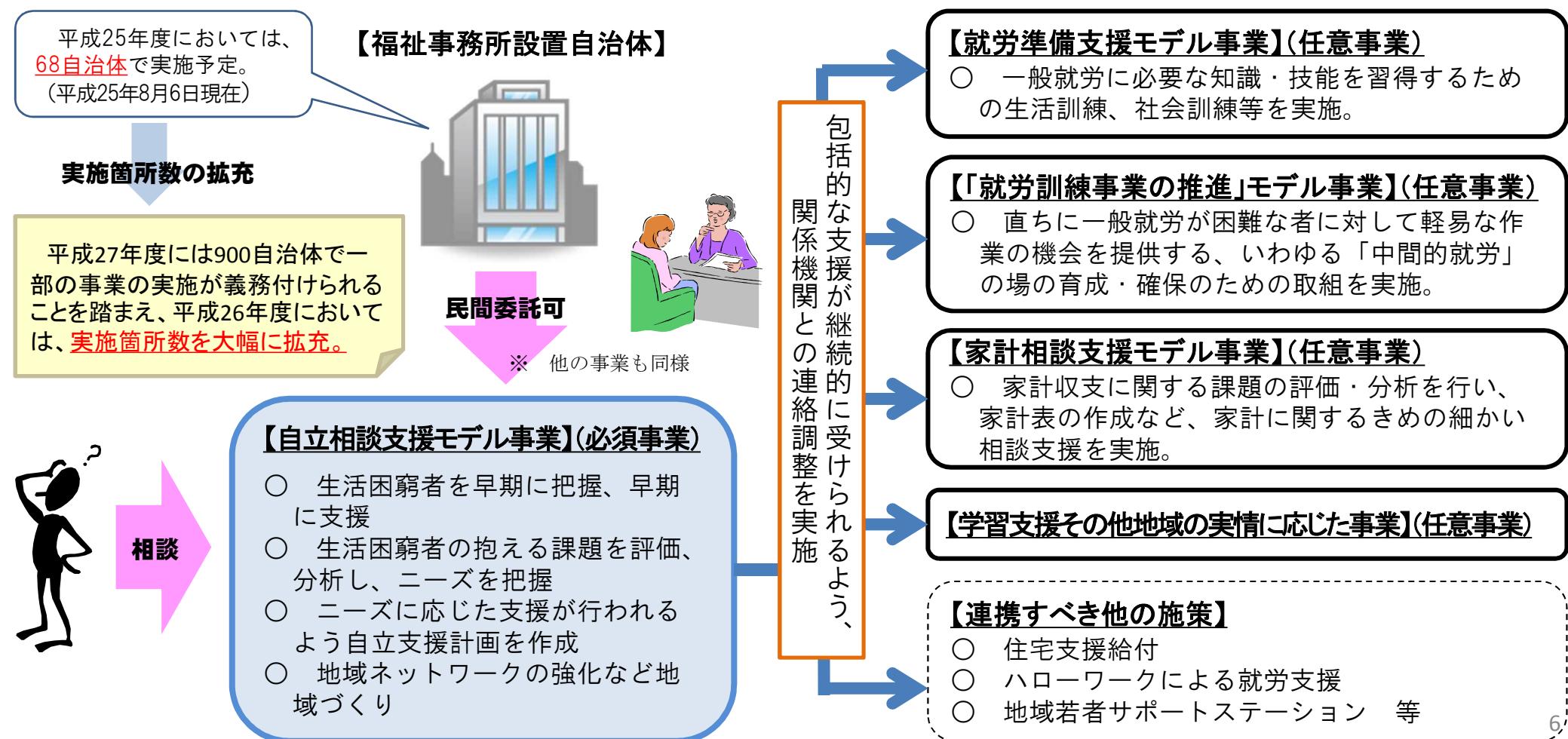
【主な対象事業】

- ・生活困窮者自立促進支援モデル事業
新たな生活困窮者支援を先行的に実施するモデル事業の実施か所数を拡充し、制度の円滑な実施に向けた体制整備を進める
- ・生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業
新制度の施行に向け、実施主体となる自治体の事務処理体制等の整備を進める
- ・住宅支援給付事業
離職者等であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅支援給付を支給
- ・自立支援プログラム策定実施推進事業
福祉事務所に就労支援員等を配置するなど生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の強化を図る
- ・生活福祉資金（特例貸付を含む）相談員等体制整備事業
低所得世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な相談員等の体制整備を行う
- ・社会的包摂・「糸」再生事業
失業者等の路上生活化防止や生活再建を図るとともに、地域において「糸やつながり」を持ち続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包容力の構築を推進するための取り組みを支援する

生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施箇所数の拡充

【平成25年度補正予算 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)】115億円(補助率:定額)

- 新たな生活困窮者支援制度については、平成27年度から施行予定であることを踏まえ、平成25年度から実施している「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の実施箇所数を大幅に拡充し、全国で先行的にこれらの取組を展開していくことを通じて、新制度施行に向けた各自治体の体制整備を着実に進める。

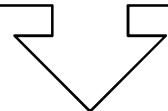


生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業の創設

【平成25年度補正予算案 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)】50億円(補助率:定額)

- 新たな生活困窮者支援制度が施行されれば、実施主体となる福祉事務所設置自治体(900自治体)において、自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付けられることから、地域における生活困窮者や社会資源の実態把握、利用手続等に係る事務処理体制の整備など、**新制度の施行に向け、一時的に発生する自治体の事務を支援する。**

新制度が施行されれば、900自治体で自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付け。



【福祉事務所設置自治体】



施行に関する自治体事務負担の増加

次の費用の一部を補助することにより、
自治体事務の負担を軽減

- ① 関係団体からなる連絡会議を行い、施行に向けた課題を整理
- ② 制度利用者向けのわかりやすいパンフレットを作成・配布
- ③ 生活困窮者の実態調査を通じて、地域の中で必要な事業内容、事業量を検討
- ④ 施行準備に係る事務負担の増加に対応した臨時雇職員の配置
- ⑤ 中間的就労事業者開拓員を配置し、民間事業者に対する説明会や受入希望事業者への個別訪問を行うことにより、中間的就労事業者の参入を促進。
- ⑥ その他上記以外で施行準備のために新たに必要となる費用

生活困窮者自立促進支援モデル事業 の実施状況について

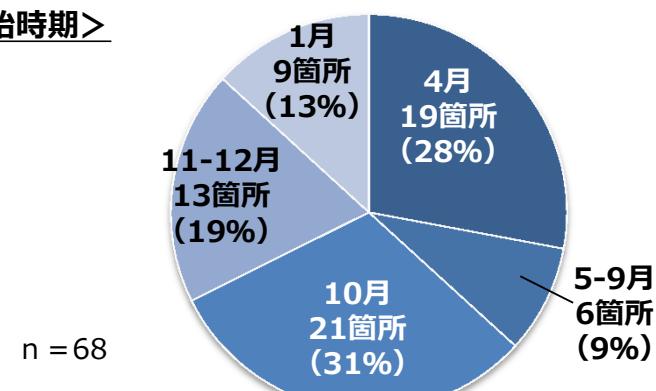
モデル事業の実施状況（まとめ）

- 今年度モデル事業については、実際には、10月以降に実施する自治体が約6割となっている。実施形態は、自治体による直接実施は少なく、社会福祉協議会や既に生活困窮者支援に取り組んでいるNPO等に委託して実施する自治体が多い。
- 対象者や支援調整会議の開催等について、自治体によって考え方があり、国と自治体で認識を共有していく必要がある。
- 事業別にみると、例えば、就労準備支援事業について自立相談支援事業との整理が必要であったり、家計相談事業について内容が決まっていない自治体があり、今後、国として丁寧に説明していく必要があると考えている。
- モデル事業を実施する自治体がない空白県が11県あり、平成27年度に向けた課題と考えられる。
- 先進的な自治体については、好事例として広く共有することが重要である。

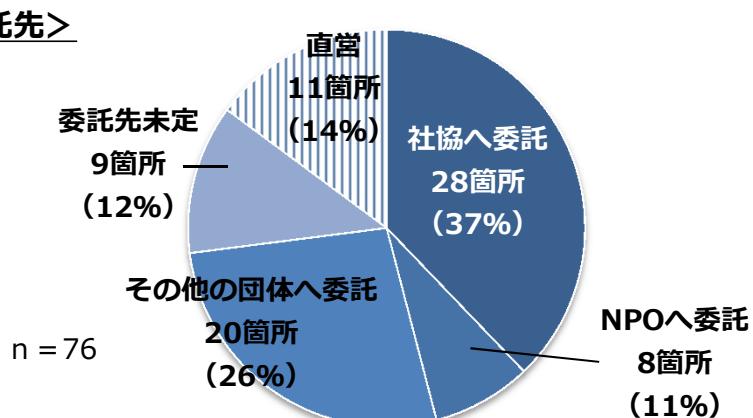
（参考）モデル事業実施自治体における事業の進捗状況を把握し、また、自治体間相互の意見交換を促すことを目的に、全国6ブロックで会議を実施。（第1回：8月下旬～9月上旬、第2回：11月中下旬）

自立相談支援モデル事業の状況

＜開始時期＞



＜委託先＞



※ 複数の地域で実施する自治体で、地域ごとに開始時期が異なる場合は、いずれか早い開始時期で集計。

※ 複数の法人に委託する自治体があるため、箇所数の合計は実施自治体数（68箇所）とは一致しない。

モデル事業実施状況調査（開始時） 集計結果

モデル事業実施状況調査（開始時）集計結果（抜粋）について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置・運営指針研究事業）において、自立相談支援機関の設置・運営に関する指針を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に状況の調査を実施。

【実施機関】一般社団法人北海道総合研究調査会

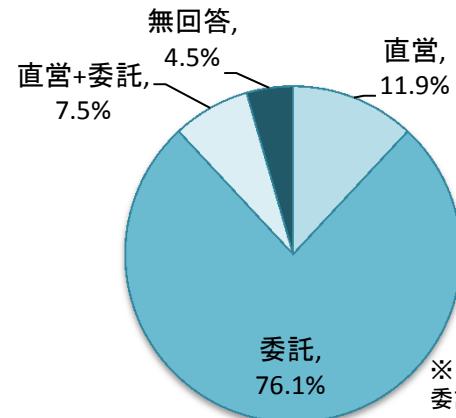
【調査期間】平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】54箇所／68箇所（回収率79.5%）

1 実施形態

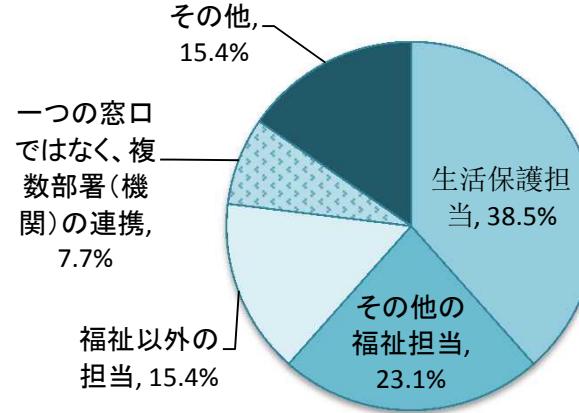
- 自立相談支援機関の設置について、委託が7割を超えており、委託先は、社会福祉協議会や社団法人や財団法人が多くなっている。直営の場合については、必ずしも生活保護担当部署だけでなく、福祉以外の部署が担当していたり、複数部署が窓口となっているなど、他の部署が担当する自治体も多い。
- 自立相談支援機関の設置場所については、役所内や受託した法人施設内が約半数となっており、他の施設や相談窓口と併設されている場合が多い。

（1）自立相談支援機関の設置形態

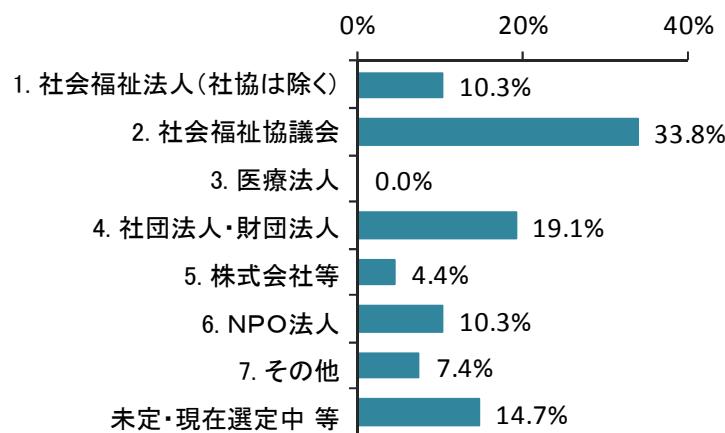


※ 調査の回収率が79.5%であるため、P28の委託先の割合と異なる

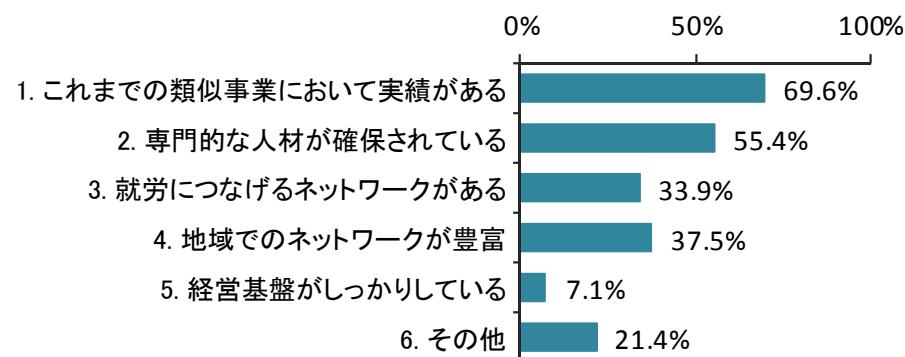
（2）直営の窓口担当部署（設置形態が「直営」「直営+委託」を選択のみ）



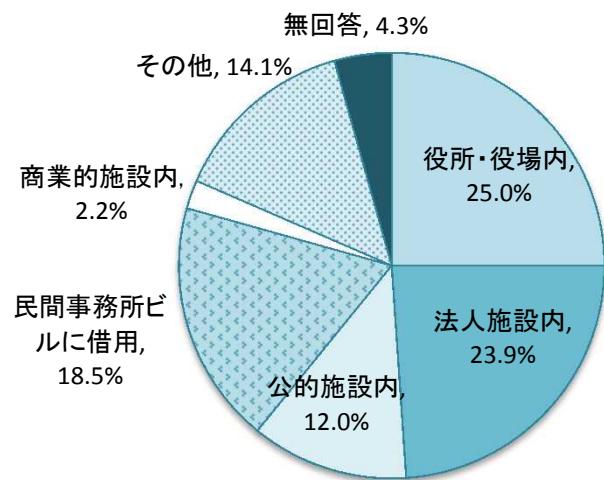
(3) 委託先 (設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



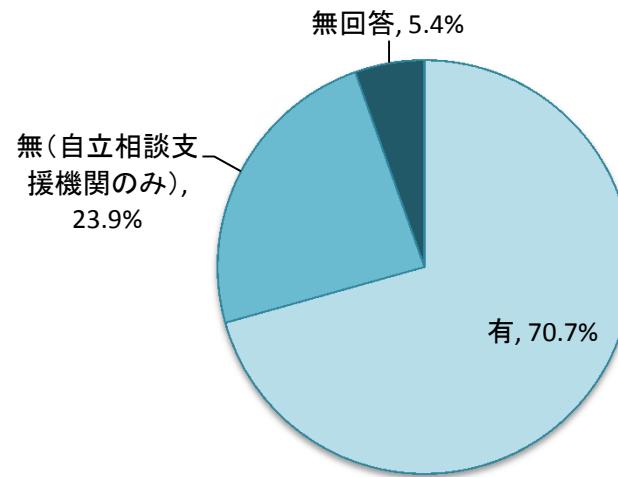
(4) 委託選定の決め手となった要因
(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



(5) 自立相談支援機関の設置場所



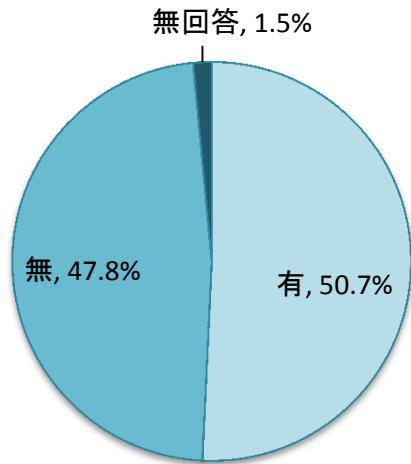
(6) 他の併設施設・相談窓口等の有無



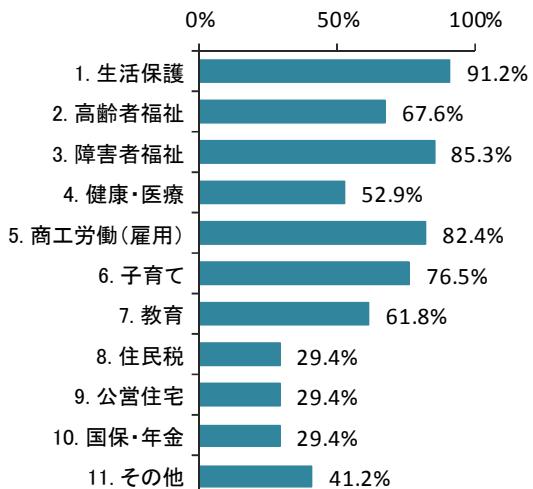
2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は約半数であり、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。

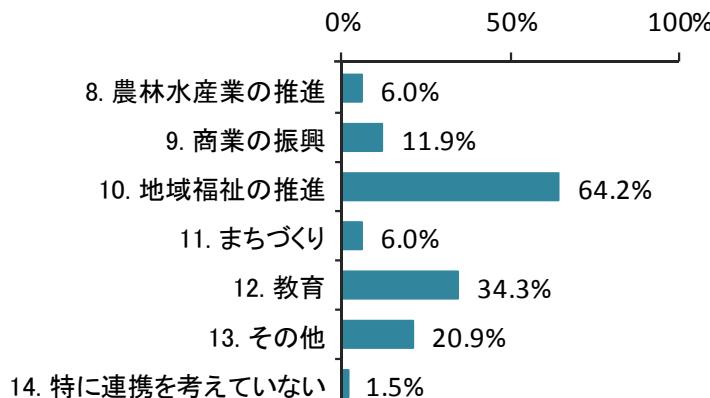
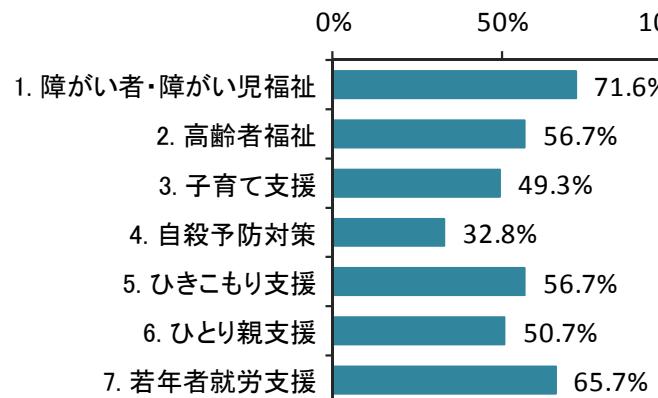
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況



(2) 協議の場の参加部署・課（府内との協議の場が「有」を選択のみ）



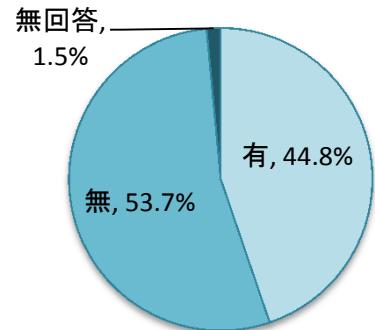
(3) モデル事業実施にあたり関連計画・施策と連携する、または連携を予定している分野



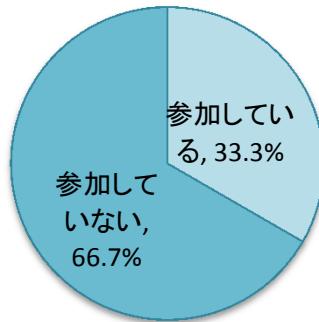
3 関係機関との連携体制

- 4割強の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、保健所や地域包括支援センター、民生委員・児童委員など様々な分野との連携が進められている。

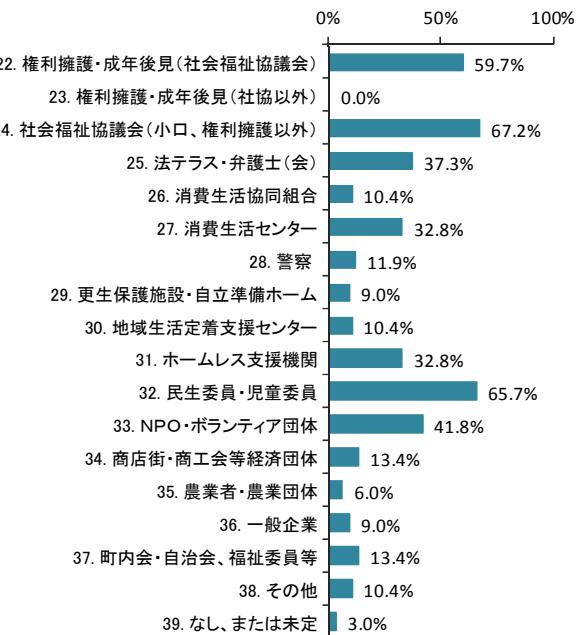
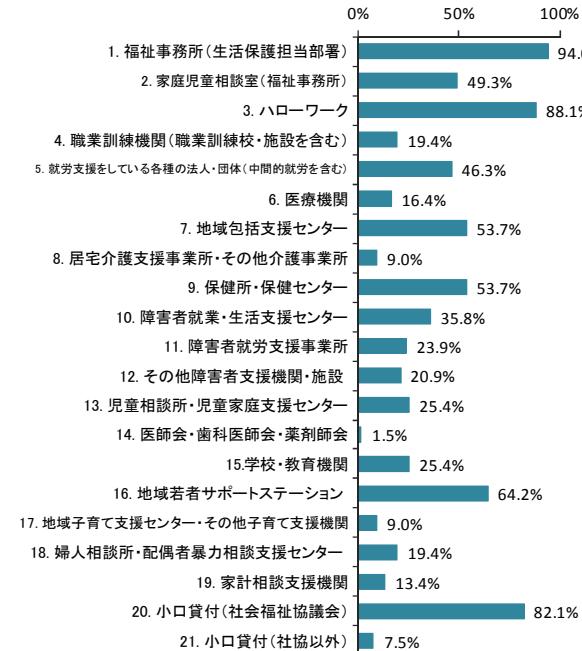
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況



(2) 有識者の協議の場への参加・参加予定



(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関



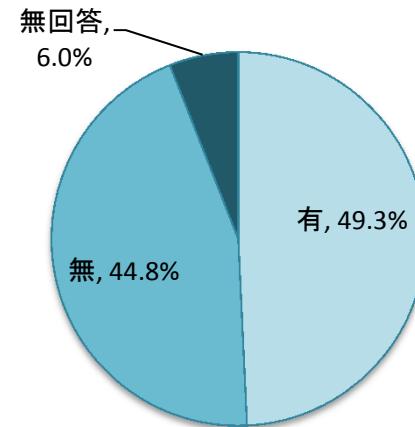
4 職員体制

- 相談員の配置基準については今後検討されることになっているが、本年度のモデル事業においては、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 約5割の自治体が相談員のうち主に就労支援を担当する職員を配置している。
- 相談員が保有する資格としては、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。

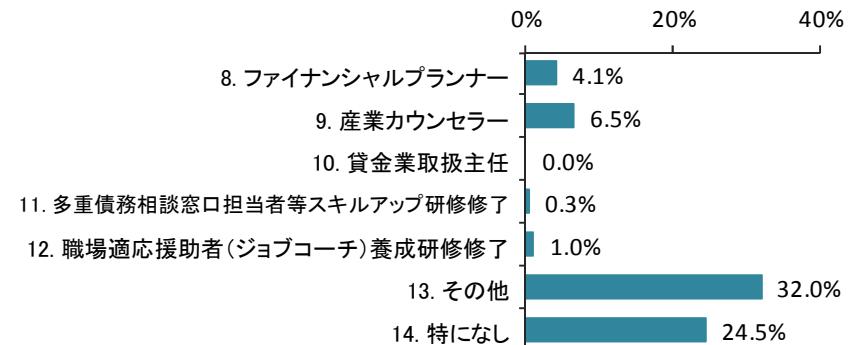
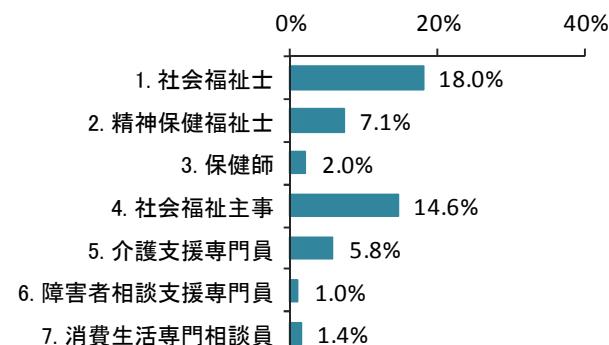
(1) 自立相談支援機関の職員配置予定（人口規模別）

1圏域あたり平均職員数	職員数 (計)	相談支援に従事する職員		その他の事務職員		単位:人
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	
5万人未満	3.4	2.7	0.4	0.3	0.0	
5万人以上10万人未満	4.6	3.2	0.8	0.5	0.2	
10万人以上30万人未満	4.6	2.6	1.5	0.5	0.0	
30万人以上50万人未満	9.8	3.7	4.2	1.0	1.0	
50万人以上100万人未満	7.9	6.4	0.7	0.3	0.4	
100万人以上	11.8	6.1	4.1	1.3	0.2	
全体	6.3	3.7	1.8	0.6	0.2	

(2) 相談支援に従事する職員のうち、主に就労支援を担当する職員の有無



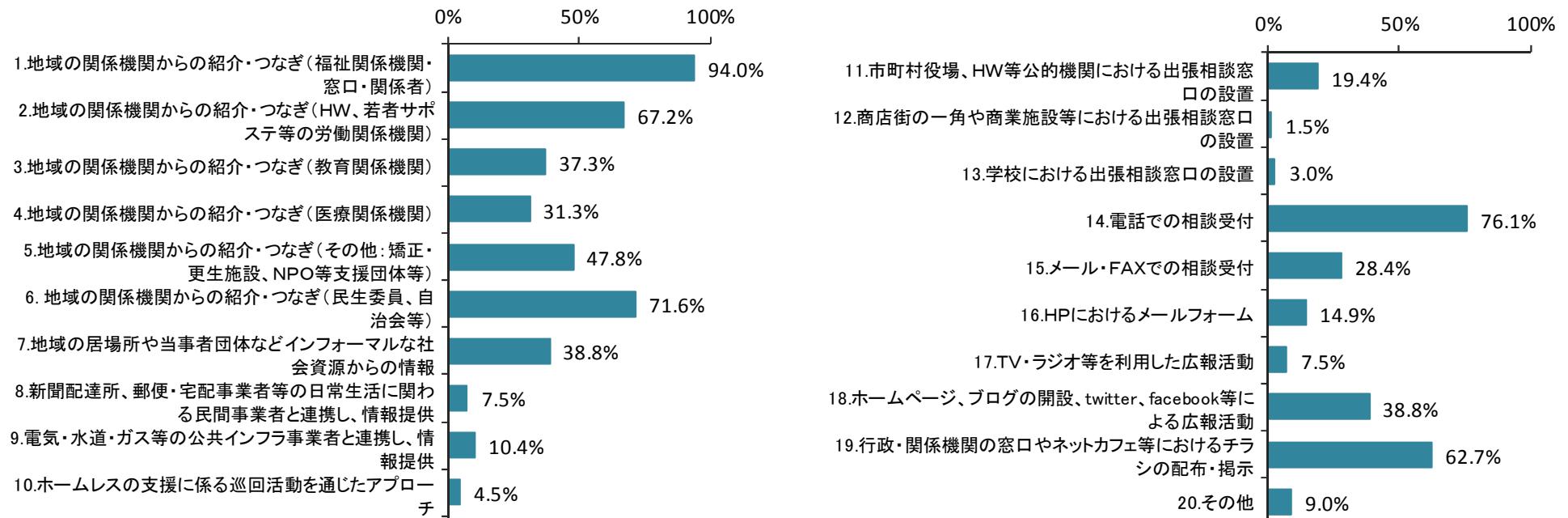
(3) 相談支援に従事する職員が保有する資格



5 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の関係機関から紹介・つなぎを受けることや電話による相談が多く、また、公共料金の事業者との連携により、情報提供を受ける仕組みを構築している自治体も見受けられる。
- また、単に窓口で相談を待つだけではなく、ホームレス支援に係る巡回活動や出張窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

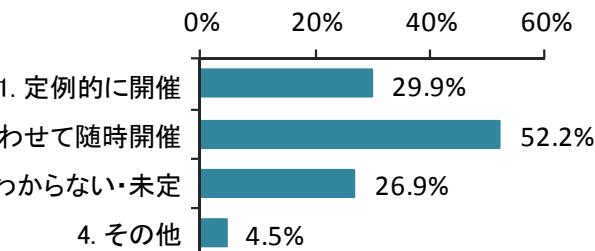
支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）



6 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的に開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、随時開催の割合が多くなっている。また、定期的に開催されている会議の方が1回あたりの取扱いケース件数が多くなっている。

(1) 開催時期 (複数回答)



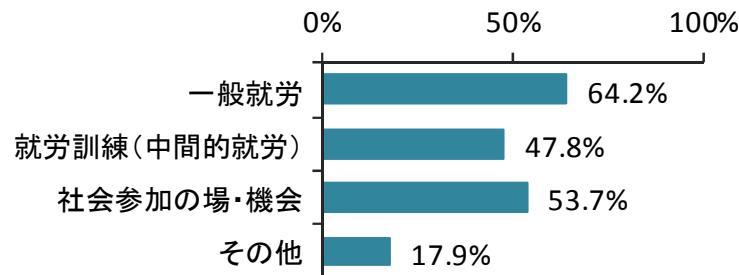
(2) 1回あたり取扱いケース件数

定期的に開催 平均 8.4 件
随時開催 平均 2.4 件

7 出口へのつなぎ

- 対象者に応じて、就労による自立だけでなく、社会参加の場も「出口」として想定されている。

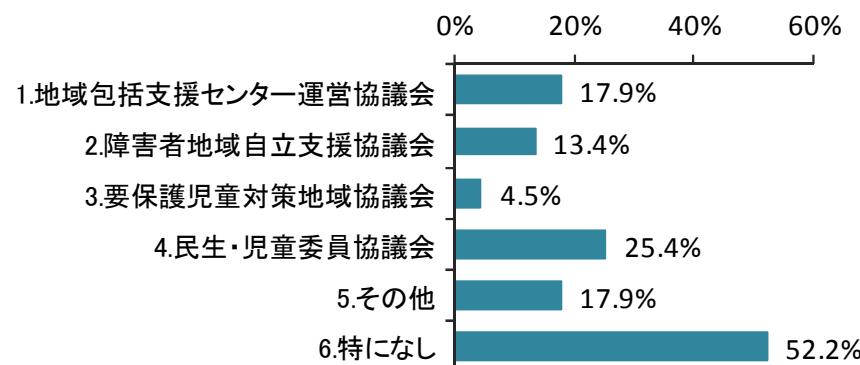
開始時に想定している（想定していた）「出口」



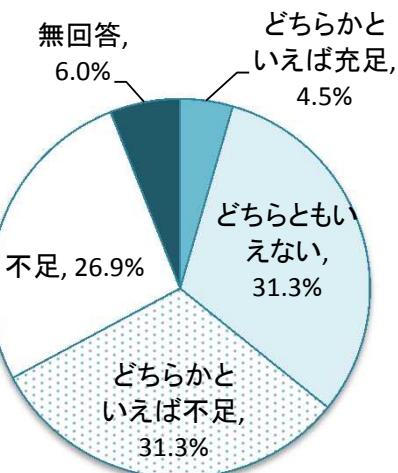
8 地域づくり

- 他の協議会等との関わりについて、高齢者や障害者、民生・児童といった既存の協議会等との連携が予定されている。
- 社会資源について、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が約6割となっており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多く、また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。

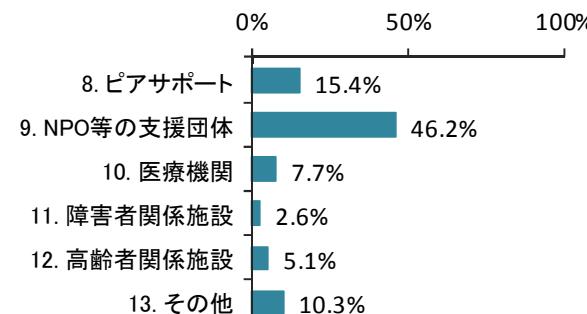
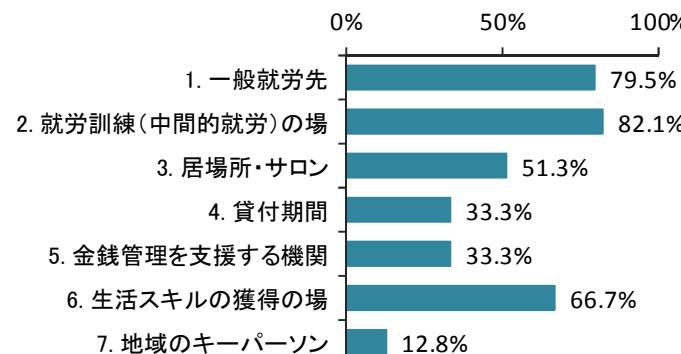
(1) 他の協議会等との連絡調整・報告の予定



(2) 地域における社会資源を行うための社会資源の状況



(3) 不足している社会資源（社会資源の状況が「どちらかといえれば不足」「不足」を選択のみ）



モデル事業実施自治体における 支援実績（中間報告）

モデル事業実施自治体における支援実績（中間報告）（抜粋）について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置使用標準様式研究事業）において、自立相談支援機関において使用する標準様式を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成25年8月～10月新規受付ケース

【回収状況】 20自治体から697ケース（11月10日報告分）

1 新規相談受付状況

- 自治体によって、モデル事業の開始時期や自立相談支援機関の設置状況などが異なるため、一概に人口規模で比較はできないが、月間平均で2～40件弱の新規相談受付があり、相談者は男性が多く、40歳代、50歳代が多くなっている。
相談経路については、関係機関・関係者による紹介が4割弱となっており、次いで本人による来所が24.1%と多くなっている。

（1）新規相談受付件数（自治体別月間平均件数）

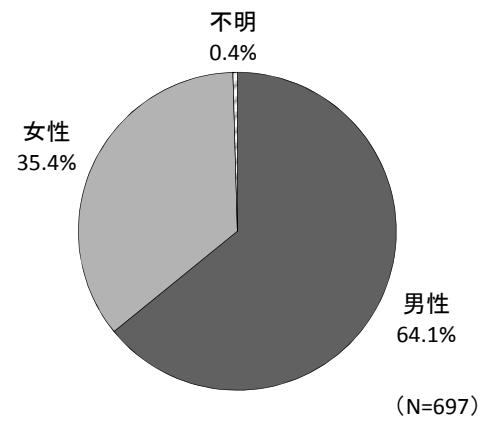
（単位：件）

自治体名	人口 (千人)	8月	9月	10月	合計	月間 平均
北海道釧路市	180	11	5	5	21	7.0
北海道岩見沢市	87	–	–	2	2	2.0
千葉県船橋市	615	9	5	4	18	6.0
千葉県野田市	156	–	–	26	26	26.0
千葉県柏市	402	8	5	4	17	5.7
神奈川県横浜市	3,707	3	4	17	24	8.0
長野県	2,165	39	42	35	116	38.7
新潟県	2,361	23	27	39	89	29.7
石川県小松市	109	3	2	8	13	4.3
京都府京丹後市	59	6	11	12	29	9.7
京都府	2,587	21	20	12	53	17.7

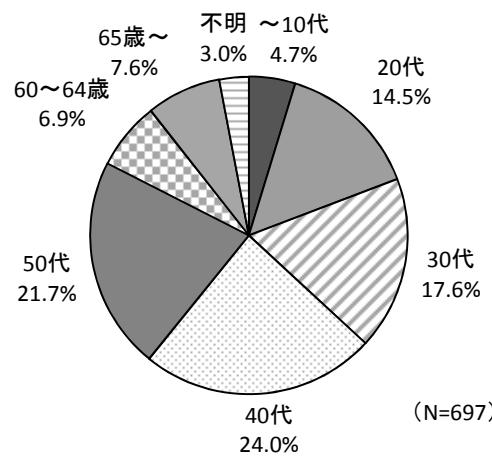
自治体名	人口 (千人)	8月	9月	10月	合計	月間 平均
奈良県奈良市	364	–	16	52	68	34.0
滋賀県東近江市	116	–	–	15	15	15.0
大阪府箕面市	133	7	7	4	18	6.0
兵庫県神戸市	1,555	–	–	2	2	2.0
徳島県	785	5	21	25	51	17.0
山口県	1,447	8	17	19	44	14.7
佐賀県佐賀市	236	–	–	2	2	2.0
熊本県菊池市	51	–	–	9	9	9.0
沖縄県	1,437	31	32	17	80	26.7
合計		174	214	309	697	

(2) 新規相談受付状況

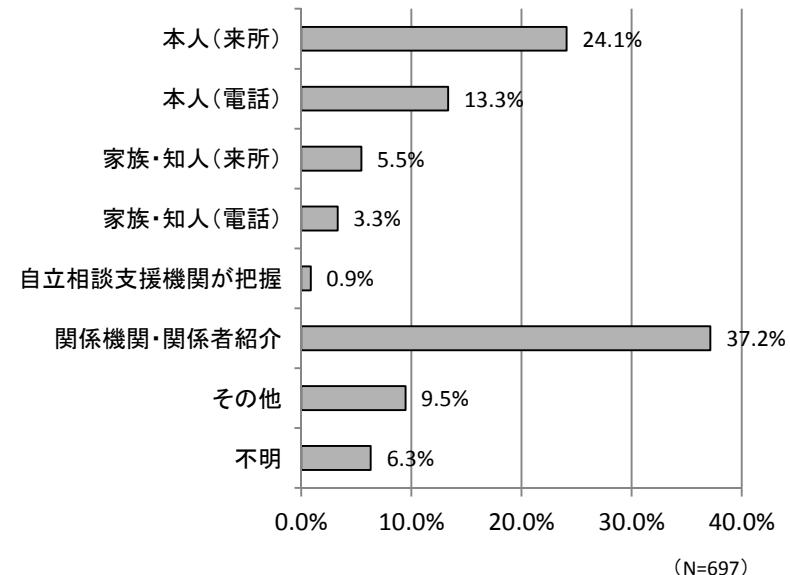
①性別



②年齢



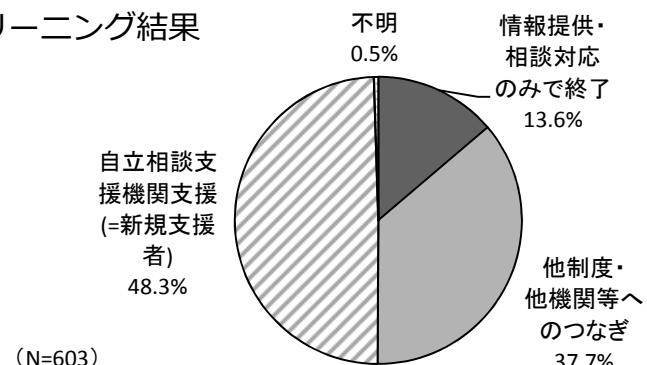
③相談経路（複数回答）



2 スクリーニング実施状況

- スクリーニング（振り分け）の結果、自立相談支援機関において支援を行うこととなったケースが5割弱、他制度・他機関等へつながったケースが4割弱となっている。

(1) スクリーニング結果

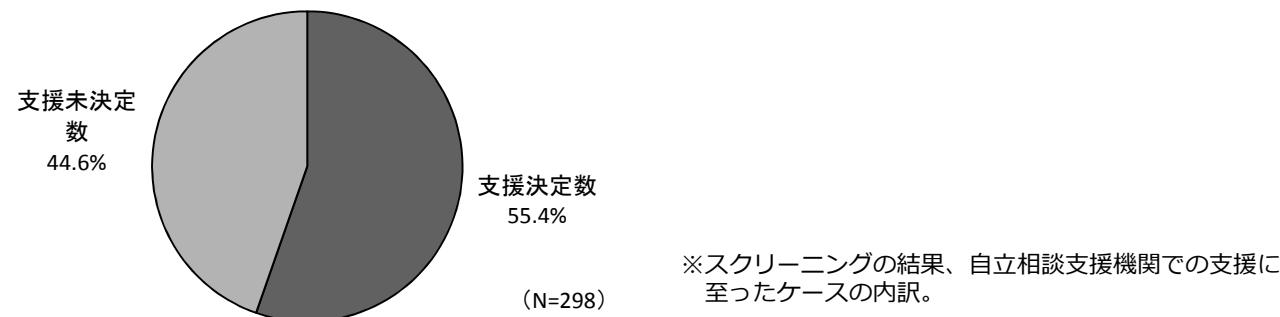


※新規相談受付の697件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施603件についての内訳。

3 支援決定状況

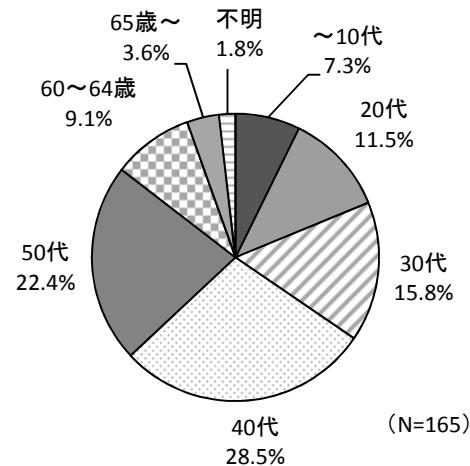
- 8月から10月に新規相談受付したもののうち、約半数が支援決定されており、本人の状況としては経済的困窮だけではなく、就職活動難、病気の割合が高くなっている、同居者がいない者、未婚者がともに5割を超える。
- また、本人収入がある者が5割を超えており、そのうち約半数が生活保護による収入となっており、モデル事業において生活保護受給者が一定程度支援を受けていることがうかがえる。
- 就労状況については、求職中のケースが44.6%である一方、無職（求職せず）の層も3割程度おり、離職後2年未満の者、2年以上の者がともに約25%いる。

（1）支援決定（初回プラン）の状況

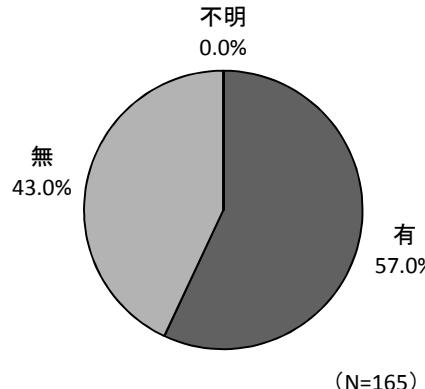


（2）支援決定（初回プラン）ケースの状態像

①年齢



②同居者



③婚姻

